

大項目	中項目	小項目	確認事項	確認のための材料	記入上の留意点	
1 介護サービスの内容に関する事項	1 介護サービスの提供開始時における利用者等、入所者等又は入院患者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者又は入所者等の権利擁護等のために講じている措置	1 介護サービスの提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等の取得の状況	1 利用申込者のサービスの選択に資する重要事項について説明し、サービスの提供開始について同意を得ている。	1 重要事項を記した文書の同意欄に、利用申込者又はその家族の署名若しくは記名捺印がある。  (その他)	重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス提供開始について利用申込者の同意を得ていることの有無を問う項目である。 その同意を得ていることが確認できるものとして、同意欄への署名若しくは記名捺印のある文書の有無を記載する。	
			2 利用申込者の判断能力に障害が見られる場合において、利用者に代わってその家族、代理人、成年後見人等との契約を行っている又は立会人を求めている。	2 利用申込者の判断能力に障害が見られる場合において、利用者に代わってその家族、代理人、成年後見人等と交わした契約書又は第三者である立会人を求めたことがわかる文書がある。  (その他)	利用申込者の判断能力に障害が見られる場合には、成年後見人等を介して契約等を行っていることの有無を問う項目である。 その行為が確認できるものとして、後見人等が本人に代わって契約を行ったことを証する文書(契約書等)の有無を記載する。 後見人等の立会いを求めた場合は、そのことが確認できる文書の有無を記載する。  報告対象期間内に、判断能力に障害が見られるケースがなかった場合は、「事例なし」にチェックする。	
			[ ] 事例なし	(その他)	報告対象期間内に、判断能力に障害が見られるケースがなかった場合は、「事例なし」にチェックする。	
		2 利用者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況	3 利用者及びその家族の希望、利用者の健康状態及び家族の状況を把握している。	3 利用者及びその家族の希望、利用者の健康状態及び家族の状況が記録されている訪問看護記録書(診療録を含む。以下同じ。)－Iがある。  (その他)	利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族の個別ニーズ、利用者の健康状態、利用者の療養生活を支える家族の状況を把握していることの有無を確認する項目である。 そのことが確認できるものとして、把握した情報を記録した訪問看護記録書Iの有無を記載する。 ※訪問看護記録書Iとは、初回訪問時に利用者の基本的な情報を記録する書類を指すことから、記録書の名称は問わない。	
			4 当該サービスに係る計画は、利用者及びその家族の希望を踏まえて作成している。	4 利用者及びその家族の希望が記入された当該サービスに係る計画、訪問看護記録書－I、アセスメントツール又は当該サービスに係る計画の検討会議の記録がある。  (その他)	利用者及び家族の状態、希望を踏まえ、サービス計画を作成していることの有無を問う項目である。 そのことが確認できるものとして、状態や希望を記載した計画、訪問看護記録書I、アセスメントツール、または、計画策定に当たって、状態や希望を踏まえ検討した会議等の記録の有無を記載する。 ※検討内容及び検討結果の記載があること。 ※指定訪問看護を担当する医療機関の場合には、診療録に記載があれば「あり」となる。	
			5 当該サービスに係る計画には、療養上の目標を記載している。	5 当該サービスに係る計画に、療養上の目標の記載がある。  (その他)	利用者ごとに、療養上の目標を設定したサービス計画を策定していることの有無を問う項目である。 そのことが確認できるものとして、利用者ごとに設定した療養上の目標を記載した計画の有無を記載する。	
		3 利用者の状態に応じた訪問介護計画等の介護サービスに係る計画の作成及び利用者等の同意の取得の状況	6 当該サービスに係る計画について、利用者又はその家族に説明し、同意を得ている。	6 当該サービスに係る計画についての同意を得るための文書の同意欄に、利用者又はその家族の署名若しくは記名捺印がある。  (その他)	サービス計画を作成するに当たって、計画の内容について利用者又は家族に対して説明し、同意を得ていることの有無を問う項目である。 その同意を得たことが確認できるものとして、同意欄への署名若しくは記名捺印のある文書の有無を記載する。	
			7 利用者に対して、利用明細を交付している。	7 サービス提供内容(介護保険給付以外の費用がある場合にはこれを含む。)が記載されている請求明細書(写)がある。  (その他)	料金請求の透明性を確保するため、サービスの内容とその費用について、利用者又は家族に対し説明し、料金請求時には、合計金額だけでなく、明細を記載した請求書を交付し、その控えを適切に保管していることの有無を問う項目である。 そのことが確認できるものとして、保管している請求明細書の控えの有無を記載する。 ※サービス提供内容、訪問日、単価等が記載されていること。	
			4 利用者等に対する利用者負担に関する説明の実施の状況	7 利用者に対して、利用明細を交付している。	7 サービス提供内容(介護保険給付以外の費用がある場合にはこれを含む。)が記載されている請求明細書(写)がある。  (その他)	料金請求の透明性を確保するため、サービスの内容とその費用について、利用者又は家族に対し説明し、料金請求時には、合計金額だけでなく、明細を記載した請求書を交付し、その控えを適切に保管していることの有無を問う項目である。 そのことが確認できるものとして、保管している請求明細書の控えの有無を記載する。 ※サービス提供内容、訪問日、単価等が記載されていること。
		2 利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置	5 認知症の利用者に対する介護サービスの質の確保のための取組の状況	8 従業者に対する認知症及び認知症ケアに関する知識及び理解を深めるための研修を行っている。	8 従業者に対する認知症及び認知症ケアに関する研修の実施記録がある。  (その他)	従業者に対して、認知症及び認知症ケアに関する知識と理解を深められるための研修を、計画的に実施していることの有無を問う項目である。 そのことが確認できる研修の実施記録の有無を記載する。
				9 認知症の利用者への対応及び認知症ケアの質を確保するための仕組みがある。	9 認知症の利用者への対応及び認知症ケアに関するマニュアル等がある。  (その他)	認知症の特性に応じたサービスを提供するため、認知症の方へのケアの質を確保する仕組みの有無を問う項目である。 その仕組みが確認できるものとして、認知症の方に対する日常的な配慮や接し方等を記載した従業者向けのマニュアル等の有無を記載する。
			6 利用者のプライバシーの保護のための取組の状況	10 従業者に対して、利用者のプライバシーの保護の取組に関する周知を図っている。	10 利用者のプライバシーの保護の取組に関するマニュアル等がある。  11 利用者のプライバシーの保護の取組に関する研修の実施記録がある。  (その他)	利用者の尊厳を保持するため、利用者のプライバシーを保護するという概念と取組みの内容を、従業者に周知していることの有無を問う項目である。 そのことが確認できるものとして、次のことを記載する。 ○プライバシーの保護に関して記載のあるサービス実施マニュアル等の有無 ○従業者に対して、プライバシー保護に関して実施した研修の実施記録の有無

大項目	中項目	小項目	確認事項	確認のための材料	記入上の留意点	
	7 機能訓練の実施及び質の確保のための取組の状況	11 利用者の心身の状況等に応じて、計画的に機能訓練を行っている。	12 当該サービスに係る計画書及び訪問看護記録書Ⅱに、機能訓練の記録がある。	12 当該サービスに係る計画書及び訪問看護記録書Ⅱに、機能訓練の記録がある。	利用者の心身の状況等に応じて、日常生活動作の維持、改善のため、計画的に機能訓練を行っていることの有無を問う項目である。 そのことが確認できるものとして、計画書及び訪問看護記録書Ⅱに、機能訓練の実施内容を記録していることの有無を記載する。 ※訪問看護記録書Ⅱとは、2回目以降の訪問時の利用者の経過情報（病状・バイタルサイン、看護・リハビリテーションの実施内容等）を記録する文書を指すことから、記録書の名称は問わない。	
			(その他)	(その他)		
		12 機能訓練の実施は、理学療法士又は作業療法士と連携している。	13 理学療法士又は作業療法士の参加及び開催日が確認できるカンファレンスの記録若しくは理学療法士又は作業療法士から送付された情報提供の文書が保管されている看護記録ファイルがある。	13 理学療法士又は作業療法士の参加及び開催日が確認できるカンファレンスの記録、若しくは、理学療法士又は作業療法士から送付された情報提供の文書を、看護記録ファイルに保管していることの有無を記載する。 ※情報提供の文書とは、1人の利用者に対して複数の事業所が連携してサービスを提供する場合に、必要な情報を事業所間で共有するために作成される書類を指す。		
			(その他)	(その他)		
		8 利用者の家族の心身の状況の把握及び介護方法等に関する助言等の実施の状況	13 利用者の介護者の心身の状況を把握している。	14 ケア実施項目に、利用者の介護者の心身の状況が記録されている訪問看護記録書Ⅰ、訪問看護記録書Ⅱ又は情報収集項目（アセスメント（解決すべき課題の把握）ツール）がある。	14 ケア実施項目に、利用者の介護者の心身の状況が記録されている訪問看護記録書Ⅰ、訪問看護記録書Ⅱ又は情報収集項目（アセスメント（解決すべき課題の把握）ツール）がある。	利用者の生活を適切に支援するため、利用者の介護者である家族等の心身の状況を把握していることの有無を問う項目である。 そのことが確認できる記録の有無を記載する。 ※訪問看護記録書Ⅰ、訪問看護記録書Ⅱ、情報収集項目（アセスメントツール）のいずれかに記録があること。
				(その他)	(その他)	
	14 利用者の家族が行う看護及び介護の方法について、利用者の家族に対して説明している。	15 利用者の日常生活動作の支援の方法、療養生活（食事、排せつ、清潔保持、睡眠及び衣生活）の支援の方法、病状変化の予測と悪化予防の方法又は医療的な処置（医療機器の使い方等）の方法について説明したことが記録されている訪問看護記録書Ⅱがある。	15 利用者の日常生活動作の支援の方法、療養生活（食事、排せつ、清潔保持、睡眠及び衣生活）の支援の方法、病状変化の予測と悪化予防の方法又は医療的な処置（医療機器の使い方等）の方法について説明したことが記録されている訪問看護記録書Ⅱがある。	利用者及び家族を支援するため、家族に対して、看護方法及び介護方法について説明していることの有無を問う項目である。 そのことが確認できる記録が、訪問看護記録書Ⅱにあることの有無を記載する。 ※利用者の状態等に応じ、日常生活動作の支援の方法、療養生活（食事、排せつ、清潔保持、睡眠及び衣生活）の支援の方法、病状変化の予測と悪化予防の方法、医療的な処置（医療機器の使い方等）の方法のいずれかについて、説明していること。		
		(その他)	(その他)			
	9 療養生活の支援の実施の状況	15 利用者の病状を把握している。	16 利用者の病名が記載されている訪問看護記録書Ⅰがあるとともに、利用者のバイタルサインのチェック及び症状が記載されている訪問看護記録書Ⅱがある。	16 利用者の病名が記載されている訪問看護記録書Ⅰがあるととともに、利用者のバイタルサインのチェック及び症状が記載されている訪問看護記録書Ⅱがある。	初回訪問時に利用者の病名を把握し、以降のサービス提供ごとに病状を把握した上で、サービスを提供していることの有無を問う項目である。 そのことが確認できるものとして、利用者の病名を記載した訪問看護記録書Ⅰと、利用者のバイタルサインのチェック及び症状を記載した訪問看護記録書Ⅱの有無を記載する。	
			(その他)	(その他)		
		16 当該サービスに係る計画に基づいて、食事及び栄養の支援を行っている。	17 当該サービスに係る計画書及び訪問看護記録書Ⅱに、食事及び栄養の支援の記録がある。	17 当該サービスに係る計画書及び訪問看護記録書Ⅱに、食事及び栄養の支援の記録がある。	サービス計画に基づいて、食事及び栄養の支援を行っていることの有無を問う項目である。 そのことが確認できる記録が、サービス計画書及び訪問看護記録書Ⅱにあることの有無を記載する。 ※食事及び栄養の支援には、経口摂取の援助のみでなく、経管栄養・胃ろう等の利用者への支援や栄養指導・栄養管理を含む。	
			(その他)	(その他)		
17 当該サービスに係る計画に基づいて、排せつの支援を行っている。		18 当該サービスに係る計画書及び訪問看護記録書Ⅱに、排せつ支援の記録がある。	18 当該サービスに係る計画書及び訪問看護記録書Ⅱに、排せつ支援の記録がある。	サービス計画に基づいて、排せつの支援を行っていることの有無を問う項目である。 そのことが確認できる記録が、サービス計画書及び訪問看護記録書Ⅱにあることの有無を記載する。		
		(その他)	(その他)			
18 当該サービスに係る計画に基づいて、清潔保持の支援を行っている。	19 当該サービスに係る計画書及び訪問看護記録書Ⅱに、清潔保持の支援の記録がある。	19 当該サービスに係る計画書及び訪問看護記録書Ⅱに、清潔保持の支援の記録がある。	サービス計画に基づいて、清潔保持の支援を行っていることの有無を問う項目である。 そのことが確認できる記録が、サービス計画書及び訪問看護記録書Ⅱにあることの有無を記載する。			
	(その他)	(その他)				
19 当該サービスに係る計画に基づいて、睡眠の支援を行っている。	20 当該サービスに係る計画書及び訪問看護記録書Ⅱに、睡眠の支援の記録がある。	20 当該サービスに係る計画書及び訪問看護記録書Ⅱに、睡眠の支援の記録がある。	サービス計画に基づいて、睡眠の支援（睡眠しやすくなることを目的とした疼痛緩和のためのマッサージや足浴、生活指導等）を行っていることの有無を問う項目である。 そのことが確認できる記録が、サービス計画書及び訪問看護記録書Ⅱにあることの有無を記載する。			
	(その他)	(その他)				

大項目	中項目	小項目	確認事項	確認のための材料	記入上の留意点
			20 当該サービスに係る計画に基づいて、衣生活の支援を行っている。	21 当該サービスに係る計画書及び訪問看護記録書Ⅱに、衣生活の支援の記録がある。  (その他)	サービス計画に基づいて、衣生活の支援(衣類・寝具等の選択、交換の支援)を行っていることの有無を問う項目である。そのことが確認できる記録が、サービス計画書及び訪問看護記録書Ⅱにあることの有無を記載する。 ※衣生活支援には、利用者の状態(褥瘡、体温調節等)に応じた寝衣や寝具の選択、清拭・入浴に伴う着替えや、シーツ交換等を含む。
			21 予定していた看護職員が訪問できなくなった場合の対応手順を定めている。	22 予定していた看護職員が訪問できなくなった場合の対応手順についての記載がある文書がある。  (その他)	計画に則したサービスを提供するため、予定していた看護職員等が訪問できなくなった場合の対応手順について、定めていることの有無を問う項目である。そのことが確認できるものとして、予定していた看護職員が訪問できなくなった場合の対応方法の記載のある文書(業務マニュアルやサービス提供手順書等)の有無について記載する。
	10 服薬の管理についての指導等の実施の状況	22 当該サービスに係る計画に基づいて、利用者又はその家族に対する服薬指導を行っている。	23 当該サービスに係る計画書及び訪問看護記録書Ⅱに、服薬指導の記録がある。  (その他)	サービス計画に基づいて、利用者又は家族に対して、服薬指導を行っていることの有無を問う項目である。そのことが確認できる記録が、サービス計画書及び訪問看護記録書Ⅱにあることの有無を記載する。	
	11 利用者等の悩み、不安等に対する看護の質の確保のための取組の状況	23 当該サービスに係る計画に基づいて、利用者及びその家族の悩み、不安等への看護を行っている。	24 当該サービスに係る計画書及び訪問看護記録書Ⅱに、精神的看護の記録がある。  (その他)	サービス計画に基づいて、利用者及びその家族の悩み、不安等に対する看護を行っていることの有無を問う項目である。そのことが確認できる精神的看護の記録が、サービス計画書及び訪問看護記録書Ⅱにあることの有無を記載する。	
	12 医療処置のための質の確保の取組の状況	24 医療処置の質を確保するための仕組みがある。	25 医療処置の手順についての記載があるマニュアル等がある。  (その他)	医療処置を必要とする利用者の処置内容は、利用者により様々であることから、その手順等について、明確に定めていることの有無を問う項目である。そのことが確認できるものとして、医療処置の手順についての記載したマニュアル等の有無を記載する。 ※基本情報の項目でチェックした医療措置について、マニュアル等があること。	
	13 病状の悪化の予防のための取組の状況	25 寝たきり、褥瘡、廃用症候群、脱水、転倒、骨折、誤嚥、失禁又は病状の悪化について、予防的な対応を行っている。	26 当該サービスに係る計画に、寝たきり、褥瘡、廃用症候群、脱水、転倒、骨折、誤嚥、失禁又は病状の悪化について、その予防に関する目標の記載がある。  (その他)	利用者に起こりうる寝たきり、褥瘡、廃用症候群、脱水、転倒、骨折、誤嚥、失禁又は病状の悪化について、予防を目的とした対応を行っていることの有無を問う項目である。そのことが確認できるものとして、いづれかについて予防に関する目標を設定し、サービス計画に記載していることの有無を記載する。	
	14 病状の急変に対応するための取組の状況	26 利用者に、病状が急に変化した時の連絡方法を示している。	27 利用者の病状が急に変化した時の連絡方法についての記載があるマニュアル等及び病状が急に変化した時の連絡方法についての記載がある利用者に対する説明のための文書がある。  (その他)	利用者の病状が急に変化した時の連絡をスムーズに行うため、連絡方法を明確にするとともに、利用者に対してその方法を説明していることの有無を問う項目である。そのことが確認できるものとして、利用者の病状が急に変化した時の連絡方法についての記載があるマニュアル等及びその連絡方法について利用者に対して説明するための文書の有無を記載する。	
	15 在宅におけるターミナルケアの質の確保のための取組の状況	27 苦痛緩和の質を確保するための仕組みがある。	28 苦痛緩和の手順についての記載があるマニュアル等がある。  (その他)	在宅におけるターミナルケアの質の確保のため、ターミナル期に多い苦痛緩和が必要な利用者への対応の仕組みの有無を問う項目である。そのことが確認できるものとして、苦痛緩和の手順を定めたマニュアル等の有無を記載する。 ※利用者の肉体的・精神的苦痛を緩和するための手順が記載されていること。	
		28 最期を看取る方法及びその場所について、利用者又はその家族の意思を確認している。	29 訪問看護記録書に、最期を看取る方法及びその場所について、利用者又はその家族の意思の記録がある。  (その他)	最期を看取る方法及びその場所について、利用者又はその家族の意思を確認していることの有無を問う項目である。そのことが確認できる記録が、訪問看護記録書にあることの有無を記載する。	
		29 ターミナルケアの実施経過について記録している。  [ ] 事例なし	30 訪問看護記録書に、ターミナルケアの実施経過の記録がある。  (その他)	従業者間での情報共有やサービスの質の確保のため、ターミナルケアの実施経過について記録していることの有無を問う項目である。そのことが確認できる記録が、訪問看護記録書にあることの有無を記載する。	

大項目	中項目	小項目	確認事項	確認のための材料	記入上の留意点							
3	相談、苦情等の対応のために講じている措置	16 相談、苦情等の対応のための取組の状況	30 利用者又はその家族からの相談、苦情等に対応する仕組みがある。	31 重要事項を記した文書等利用者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記されている。 32 相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 (その他)	利用者や家族からの相談・苦情に対応するための仕組み(相談しやすい環境の整備や、相談内容が、受け付けた者から務事業所全体又は管理者に伝わる仕組み)の有無を問う項目である。 その仕組みが確認できるものとして、次のことを記載する。 ○利用者に交付する重要事項を記した文書(重要事項説明書等)に、相談・苦情等対応窓口の電話番号、担当者の氏名役職を明記していることの有無 ○相談・苦情等に対して、具体的な対応方法や手順を定めた文書(マニュアルや手順書等)の有無							
			31 相談、苦情等対応の経過を記録している。	33 相談、苦情等対応に関する記録がある。 (その他)		相談・苦情等への適切な対応と情報を共有するための仕組みの有無を問う項目である。 その仕組みが確認できるものとして、相談・苦情等を受け付けた日、具体的内容、担当者名、対応結果を記載した文書(相談・苦情等対応記録等)の有無を記載する。						
			32 相談、苦情等対応の結果について、利用者又はその家族に説明している。	34 利用者又はその家族に対する説明の記録がある。 (その他)			相談・苦情等の対応結果を、利用者又は家族に説明していることの有無を問う項目である。 そのことが確認できるものとして、相談・苦情等を申し出た利用者又は家族に対し、個別に対応結果を説明、報告したことを記載した文書(相談・苦情対応記録等)の有無を記載する。					
			4 介護サービスの内容の評価、改善等のために講じている措置	17 介護サービスの提供状況の把握のための取組の状況	33 看護師等は、訪問日及び提供した看護内容を記載した訪問看護報告書を作成している。	35 訪問日及び提供した看護内容を記載した訪問看護報告書がある。 (その他)	利用者へのサービス提供状況を確認し、把握するため、看護師等が、訪問日及び提供した看護内容を記載した訪問看護報告書を作成していることの有無を問う項目である。 そのことが確認できるものとして、利用者ごとに作成している訪問看護報告書の有無を記載する。					
					34 当該サービスに係る計画の評価を行っている。	36 当該サービスに係る計画の評価を行った記録がある。 (その他)		サービス計画に定めた目標の達成状況等を把握するため、定期的に計画の評価を行っていることの有無を問う項目である。 そのことが確認できるものとして、計画の評価の内容について記録した文書の有無について記載する。				
					18 介護サービスに係る計画等の見直しの実施の状況	35 当該サービスに係る計画の見直しを行っている。	37 当該サービスに係る計画の見直しの結果、変更が必要な場合には、当該サービスに係る計画書に、見直した内容及び日付を記載し、変更が不要な場合には、当該サービスに係る計画書に更新日を記載している。 (その他)	計画の評価に基づき、計画の見直しを定期的に行っていることの有無を問う項目である。 そのことが確認できるものとして、見直しの結果、変更が必要な場合には、見直した内容及び日付を記載した計画書の有無を記載する。 また、変更が不要な場合については、見直しを行った日付を記載した計画書の有無を記載する。				
							36 当該サービスに係る計画の見直しの結果、居宅サービス計画(介護予防サービス計画)の変更が必要と判断した場合、介護支援専門員(介護予防支援事業所等)に提案している。 [ ] 変更が必要と判断した事例なし (その他)		38 居宅サービス計画(介護予防サービス計画)の変更について、介護支援専門員(介護予防支援事業所等)に提案した記録がある。 (その他)	サービス計画の見直し等の検討の結果、居宅サービス計画の変更が必要だと判断した場合に、介護支援専門員に対して提案していることの有無を問う項目である。 そのことが確認できるものとして、提案をした記録のある文書の有無を記載する。  居宅サービス計画の変更が必要だと判断した事例がない場合には、「変更が必要と判断した事例なし」にチェックする。		
							5 介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携		19 介護支援専門員等との連携の状況	37 サービス担当者会議に出席している。	39 サービス担当者会議に出席した記録がある。 (その他)	サービス担当者会議への出席により、居宅介護支援事業所や他のサービス事業所と連携を図っていることの有無を問う項目である。 そのことが確認できるものとして、サービス担当者会議に出席した記録のある文書の有無を記載する。
										20 主治の医師等との連携の状況	38 利用者の主治医から、治療及び処置に関する指示を受けている。	
		39 主治医に対して、当該サービスに係る計画書を提出している。	41 主治医に提出した当該サービスに係る計画書(写)が保管されている看護記録ファイルがある。 (その他)	主治医に対して、作成したサービス計画書について提出していることの有無を問う項目である。 そのことが確認できるものとして、主治医に提出した計画書(写)を保管している看護記録ファイルの有無を記載する。								

大項目	中項目	小項目	確認事項	確認のための材料	記入上の留意点			
2 介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する事項	6 適切な事業運営の確保のために講じている措置	21 地域包括支援センターとの連携の状況	40 主治医に対して、看護の内容及び利用者の状況について報告している。	42 主治医に提出した訪問看護報告書(写)が保管されている看護記録ファイルがある。  (その他)	看護の内容及び利用者の状況について、訪問看護報告書に記録し、主治医に対して報告していることの有無を問う項目である。 そのことが確認できるものとして、主治医に提出した訪問看護報告書(写)を保管している看護記録ファイルの有無を記載する。			
			41 主治医との間で、看護の方針について確認している。	43 主治医との間で、看護の方針について相談又は連絡を行った記録がある。  (その他)		看護の方針について確認するため、主治医との間で相談や連絡を行っていることの有無を問う項目である。 そのことが確認できるものとして、看護の方針について相談又は連絡を行ったことを記録した文書の有無を記載する。 ※相談した日付、内容、相手方を記載していること。 ※初回のアセスメント時だけでなく、サービス内容の変更時や利用者の状態の変化による方針変更など、必要に応じ適宜、相談・連絡を行っていること。		
			42 地域包括支援センターと連携し、困難な事例や苦情につながる事例の場合等の利用者への支援を行っている。	44 困難な事例や苦情につながる事例の場合等を、地域包括支援センターにつなげた記録がある。  (その他)		利用者や家族に重層的に課題が存在している場合や支援拒否などの困難事例の場合に、地域包括支援センターと連携して、支援を行っていることの有無を問う項目である。 そのことが確認できるものとして、困難事例等を地域包括支援センターに報告した記録がある文書(サービス提供記録やサービス担当者会議録等)の有無を記載する。		
		22 従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況	43 従業者が守るべき倫理を明文化している。	45 倫理規程がある。  (その他)	適切な事業運営を確保するため、事業所としての倫理を、従業者が共有できるよう明文化していることの有無を問う項目である。 その明文化していることが確認できる文書(倫理規定や職員心得等)の有無を記載する。			
			44 従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施している。	46 従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修の実施記録がある。  (その他)		倫理及び法令遵守について、従業者に対して周知するために、研修を実施していることの有無を問う項目である。 その研修を実施したことが確認できる記録の有無を記載する。		
			23 計画的な事業運営のための取組の状況	45 事業計画を毎年度作成している。		47 毎年度の経営、運営方針等が記載されている事業計画又は年次計画がある。  (その他)	目的や運営方針の実現のため、目標の設定とその達成に向け、事業計画を毎年度作成していることの有無を問う項目である。 そのことが確認できるものとして、報告年度の運営方針等を記載した事業計画又は年次計画等の有無を記載する。	
			24 事業運営の透明性の確保のための取組の状況	46 事業計画及び財務内容に関する資料を閲覧可能な状態にしている。		48 事業計画及び財務内容を閲覧に供することを明記した文書がある。又は、閲覧できることが確認できる。  (その他)	事業運営の透明性確保のため、事業計画及び財務内容に関する文書を、利用者や家族、一般に対して開示していることの有無を問う項目である。 そのことが確認できるものとして、利用者や家族、一般の方からの求めに対して開示することを定めた文書(情報管理規定等)の有無を記載する。 自由に閲覧できる状態になっている場合やホームページ等へ掲載していれば、「あり」となる。 ※財務内容は、収支、予算、決算等の内容がわかるものであること。	
			25 介護サービスの提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況	47 事業所の改善課題について、現場の従業者と幹部従業者とが合同で検討する仕組みがある。		49 現場の従業者と幹部従業者が参加する業務改善会議等の記録がある。  (その他)	事業所運営の向上のため、現場の従業者と幹部従業者が、ともに改善すべき課題について、検討する仕組みの有無を問う項目である。 その仕組みが確認できるものとして、業務改善に関する会議等の記録の有無を記載する。 ※記録には、開催日、出席者、事業所の改善課題について記載があること。 ※出席者には、現場の従業者と幹部従業者の両方が含まれていること。	
			7 事業運営を行う事業所の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置	26 事業所における役割分担等の明確化のための取組の状況		48 事業所の組織体制、従業者の権限、業務分担及び協力体制を定めている。	50 組織体制、従業者の権限、業務分担及び協力体制に関する規程等がある。  (その他)	組織として適切にサービスを提供するため、組織体制、従業者の権限・業務分担、協力体制等を明確に定めているしていることの有無を問う項目である。 そのことが確認できる規定等(運営規定、組織規程、職務権限規定等)の有無を記載する。
				27 介護サービスの提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況		49 事業所内で、利用者に関する情報を共有するための仕組みがある。	51 利用者に関する情報を共有するための打合せ、回覧又は申し送りの記録がある。  (その他)	適切なサービス提供、目標実現に向けて組織的に取り組むため、必要な情報を関係する従業者が共有する仕組みの有無を問う項目である。 その仕組みが確認できるものとして、情報共有のための打合せ、必要な情報の回覧や申し送りの記述がある記録の有無を記載する。

大項目	中項目	小項目	確認事項	確認のための材料	記入上の留意点
8	安全管理及び衛生管理のために講じている措置	28 従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況	50 カンファレンスが定例的に開催されている。	52 カンファレンスが定例化されていることが確認できる文書がある。 53 カンファレンスの実施記録がある。 (その他)	利用者ごとの対応を検討するカンファレンスを、定期的に開催していることの有無を問う項目である。 そのことが確認できるものとして、次のことを記載する。 ○カンファレンスの実施を定例化していることを記載した文書(カンファレンス実施予定表等)の有無 ○カンファレンスの実施記録の有無
			51 新任の従業者に対して、同行訪問による実地指導を行っている。 [ ] 新任者なし	54 新任の従業者の教育計画、育成記録等に、実地指導の実施記録がある。 (その他)	サービスの質の確保のため、新任の従業者に対して、経験豊富な従業者が同行して実地指導を行っていることの有無を問う項目である。 その実施が確認できる文書(新任従業者育成記録、指導記録、サービス提供記録等)の有無を記載する。 報告対象期間内に新任者の採用がなかった場合は、「新任者なし」にチェックする。
			52 従業者からの相談に応じる担当者がいる。	55 教育計画、指導要綱等従業者からの相談に応じる相談担当者についての記載がある規程等がある。 (その他)	従業者が業務に関して相談できる仕組みの有無を問う項目である。 その仕組みが確認できるものとして、相談体制及び相談担当者の役職や氏名の記載がある規程等(教育計画、指導要領、組織図等)の有無を記載する。
			53 事故の発生予防又はその再発を防止するための仕組みがある。	56 事故の発生予防又はその再発の防止に関するマニュアル等がある。 57 事故事例、ヒヤリ・ハット事例等事故防止につながる事例の検討記録がある。 58 事故の発生予防又はその再発の防止に関する研修の実施記録がある。 (その他)	介護事故の発生予防又はその再発を防止するため、その知識、技術等の周知や、業務改善に向けた検討などの仕組みの有無を問う項目である。 その仕組みが確認できるものとして、次のことを記載する。 ○事故発生予防又はその再発防止について記載のある文書(事故防止・対応マニュアル等)の有無 ○ヒヤリ・ハット事例等を活用した事故防止等の検討をした記録(事例検討会議事録等)の有無 ○事故発生予防等の研修の実施記録(研修記録等)の有無 ※事故とは、サービス提供中において利用者の身体及び財物に損害が生じることをいう。
			54 事故の発生等緊急時に対応するための仕組みがある。	59 事故の発生等緊急時の対応に関するマニュアル等及び緊急時の連絡体制を記載した文書がある。 60 事故の発生等緊急時の対応に関する研修の実施記録がある。 (その他)	急病や事故発生等の緊急時に、的確かつ迅速に対応するための仕組みの有無を問う項目である。 その仕組みが確認できるものとして、次のことを記載する。 ○事故・緊急時対応に関するマニュアルや手順書、および、緊急時の連絡体制を記載した文書(事故防止・対応マニュアル、緊急連絡網等)の有無 ○事故発生等緊急時の対応に関する研修の実施内容を記載した研修の実施記録の有無
			55 非常災害時に対応するための仕組みがある。	61 非常災害時の対応手順、役割分担等について定められたマニュアル等がある。 (その他)	火災、自然災害など非常事態が発生した場合の対応について具体的な方法を定めるなど、災害発生時に対応するための仕組みの有無を問う項目である。 その仕組みが確認できるものとして、サービス提供時の非常災害発生に対応するためのマニュアル等の有無を記載する。 ※対応手順、役割分担等を記載していること。
		56 利用者ごとの主治医及び家族、その他の緊急連絡先が把握されている。	62 利用者ごとの主治医及び家族、その他の緊急連絡先の一覧表等がある。 (その他)	事故等緊急時に、的確かつ迅速に対応するため、利用者ごとの緊急連絡先を把握していることの有無を問う項目である。 そのことが確認できるものとして、利用者ごとの緊急連絡先を記載した一覧表等の有無を記載する。 ※主治医及び家族その他の緊急連絡先を記載していること。	

大項目	中項目	小項目	確認事項	確認のための材料	記入上の留意点
			57 感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延を防止するための仕組みがある。	63 感染症及び食中毒の発生事例、ヒヤリ・ハット事例等の検討記録がある。 64 感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止に関するマニュアル等がある。 65 感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止に関する研修実施記録がある。 66 感染性廃棄物の取扱いについて定められたマニュアル等がある。 (その他)	感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延を防止するための仕組みの有無を問う項目である。その仕組みが確認できるものとして、次のことを記載する。 ○感染症・食中毒の発生の予防及びまん延の防止に関して、具体的に記載したマニュアル等の有無 ○ヒヤリ・ハットの事例等による発生予防及びまん延防止の検討内容を記録した文書(事例検討会議録等)の有無 ○感染症・食中毒の発生の予防及びまん延の防止に関する研修の実施内容を記録した文書(研修記録等)の有無 ○感染性廃棄物の取扱いについて具体的に定めたマニュアルや手順書等の有無
			58 体調の悪い看護師等の交代基準を定めている。	67 体調の悪い看護師等の交代基準の記載があるマニュアル、就業規則等がある。 (その他)	体調の悪い従業者は、風邪やインフルエンザに罹患している可能性もあり、従事させた場合に、他の従業者や利用者に感染させてしまう危険性があることから、それを避けるため、また、体調の悪い従業者本人の健康管理のため、交代を適切に実施する仕組みの有無を記載する。その仕組みが確認できるものとして、交代基準を定めた文書(健康管理マニュアル、就業規則等)の有無を記載する。
9 情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置	30 個人情報の保護の確保のための取組の状況	59 事業所の業務に照らして通常必要とされる利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表している。	68 利用者及びその家族の個人情報の利用目的を明記した文書について、事業所内に掲示するとともに、利用者又はその家族に対して配布するための文書がある。 (その他)	利用者や家族の様々な状況等を把握した上で、サービスを提供することになる。把握した情報は個人情報であることから、適正に管理、保護するため、個人情報を利用する場合とその目的を定め、それを公表していることの有無を問う項目である。そのことが確認できるものとして、個人情報の利用目的に関して明文化した文書を事業所内に掲示していること、及び、利用者又は家族に配布するための文書の有無を記載する。	
		60 個人情報の保護に関する方針を公表している。	69 個人情報の保護に関する方針を事業所内に掲示している。 70 個人情報の保護に関する方針について、ホームページ、パンフレット等への掲載がある。 (その他)	個人情報の取扱いを適正に実施するため、個人情報の保護に関する事業所の姿勢、方針を従業者に周知するとともに対外的に公表していることの有無を問う項目である。そのことが確認できるものとして、次のことを記載する。 ○個人情報保護に関する方針等を事業所内に掲示していることの有無 ○個人情報保護に関する方針等を記載したホームページやパンフレット等の有無	
	31 介護サービスの提供記録の開示の実施の状況	61 利用者の求めに応じて、サービス提供記録を開示する仕組みがある。	71 利用者の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明記した文書がある。 (その他)	利用者本人の求めがあった場合には、サービスの提供記録を開示する仕組みの有無を記載する。その仕組みが確認できるものとして、利用者本人からサービス提供記録の開示を求められた場合に、応じることを記載した文書(情報管理規定等)の有無を記載する。	
10 介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置	32 従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況	62 当該サービスに従事する全ての新任の従業者を対象とする研修を計画的に行っている。  [ ] 新任者なし	72 常勤及び非常勤の全ての新任の従業者を対象とする当該サービスに関する研修計画がある。 73 常勤及び非常勤の全ての新任の従業者を対象とする当該サービスに関する研修の実施記録がある。 (その他)	新任者が、現任者と同等の水準のサービスを早期に提供できるよう技術等の向上を図るため、新任の従業者を対象とする研修を計画的に実施していることの有無を問う項目である。そのことが確認できるものとして、次のことを記載する。 ○全ての新任従業者を対象とした研修計画の有無 ○全ての新任従業者を対象とする研修を実施した記録(研修実施記録等)の有無 ※研修計画は1年間の研修スケジュールが記載されたものをいう。 報告対象期間内に、研修計画において対象となる新任者がいなかった場合は、「新任者なし」にチェックする。	
		63 当該サービスに従事する全ての現任の従業者を対象とする研修を計画的に行っている。	74 常勤及び非常勤の全ての現任の従業者を対象とする当該サービスに関する研修計画がある。 75 常勤及び非常勤の全ての現任の従業者を対象とする当該サービスに関する研修の実施記録がある。 (その他)	従業者の資質向上、研修や自己研鑽の機会を確保するため、現任の従業者を対象とする研修を計画的に実施していることの有無を問う項目である。そのことが確認できるものとして、次のことを記載する。 ○全ての現任従業者を対象とした研修計画の有無 ○全ての現任従業者を対象とする研修を実施した記録(研修実施記録等)の有無 ※研修計画は1年間の研修スケジュールが記載されたものをいう。	

大項目	中項目	小項目	確認事項	確認のための材料	記入上の留意点	
		33 利用者等の意向等を踏まえた介護サービスの提供内容の改善の実施の状況	64 利用者の意向、意向調査結果、満足度調査結果等を、経営改善プロセスに反映する仕組みがある。	76 経営改善のための会議において、利用者の意向、満足度等について検討された記録がある。  (その他)	利用者の意向や満足度を定期的に把握し、その内容に基づき、経営改善に結びつける仕組みの有無を問う項目である。その仕組みが確認できるものとして、把握した利用者の意向や満足度について検討した会議等の記録の有無を記載する。	
			65 自ら提供する当該サービスの質について、定期的に自己評価を行っている。	77 自ら提供する当該サービスの質についての自己評価の実施記録がある。  (その他)		サービス提供の質を向上させるため、定期的その内容について、自己評価を実施していることの有無を問う項目である。そのことが確認できるものとして、提供したサービスに関して実施した自己評価について、具体的な結果を記載した文書の有無を記載する。 ※評価する内容は、個人プランの見直しのための評価ではなく、事業所としてサービス提供に係る業務、組織、手続き等全般をさす。
			66 事業所全体のサービスの質の確保について検討する仕組みがある。	78 事業所全体のサービス内容を検討する会議の設置規程等又は会議録がある。  (その他)		
		34 介護サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況	67 マニュアル等は、いつでも利用可能な状態にしている。	79 マニュアル等について、従業員が自由に閲覧できる場所に設置してある。  (その他)	マニュアル等(業務マニュアルやサービス提供手順書等)が、従業員が常に確認できる状態になっていることの有無を問う項目である。その状態が確認できるものとして、マニュアル等が、従業員であれば誰でも閲覧できる場所にあること、または、従業員全員に配布していることの有無を記載する。	
			68 マニュアル等の見直しについて検討している。	80 マニュアル等の見直しについて検討された記録がある。  (その他)		マニュアル等を、現場の実情や変化に応じて、定期的に見直していることの有無を問う項目である。そのことが確認できるものとして、マニュアル等の見直しについて、検討した会議等の記録の有無について記載する。